

日サ協 200076 号
2020 年 7 月 15 日

関係各位

公益財団法人 日本サッカー協会

ビーチサッカーにおける交代の進め方の暫定的対応(第 3 条―競技者)

2020 年 6 月 30 日付文書をもって、国際サッカー連盟(FIFA)の決定に基づいたフットサル競技規則「第 3 条―競技者」の暫定的改正について通達をしました。この通達は、フットサル競技会で用いられているビブスを使用した交代の進め方を暫定的に改正することで、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避することを意図したものです。

この交代の進め方は、ビーチサッカーにおいても全く同じであるものの、現時点で FIFA から暫定的改正についての連絡が入っていない状況です。よって、日本国内で開催されるビーチサッカー競技会において、競技者、審判員、チーム役員等が安全に安心してビーチサッカーを競技できることを目的に、ビーチサッカー競技規則「第 3 条―競技者」における交代の進め方について、暫定的に下記のとおり対応することとしました。

この暫定的対応は、フットサルの暫定的改正と同様、2020 年 12 月 31 日までに終了予定の競技会を対象とします。本連絡について、各協会、連盟等において、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

記

「交代は、交代要員が完全に自分のチームの交代ゾーンからピッチに入ることにより完了する。」

(日本協会の解説)

この暫定的対応は、新型コロナウイルス感染拡大リスク回避のためにビブスの交換なく交代を進めるというものです(第 3 条―競技者)。これにより、交代要員のビブス着用義務を免除したのではなく、依然交代要員は、競技者との区別のため、ベンチおよびテクニカルエリアにいるときには、ビブス着用が義務付けられています。

なお、この対応の主旨に鑑み、感染拡大リスク回避のため、ビブスの手渡しのみならず、競技者/交代要員間のビブス共有は避けられるべきものです。

以上

添付:通達_フットサル競技規則第 3 条暫定的改正_20200630

日サ協 20069 号
2020 年 6 月 30 日

関係各位

公益財団法人 日本サッカー協会

国際サッカー連盟（以下、FIFA）のコロナ審判委員会委員長から、2020 年 6 月 16 日付文書をもって、フットサル競技規則：「第 3 条—競技者」の暫定的改正について通達がありました。通達自体の日本語訳は下記のとおりですが、フットサル競技会で用いられているビブス使用による新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避し、競技者、審判員、チーム役員等が安全に安心してフットサルを競技できることを意図したものとなっています。

この暫定的改正は、既に開始されている開始されていないにかかわらず、2020 年 12 月 31 日までに終了予定の競技会において、2020 年 6 月 16 日をもって効力を発しています。

本通達について、各協会、連盟等において、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

記

フットサル競技規則：「第 3 条—競技者」の暫定的改正について

COVID-19 のパンデミックが世界やスポーツに与えた大きなインパクトに関して、FIFA はフットサル競技規則「第 3 条—競技者」に規定される交代の進め方に関する暫定的改正を導入することにした。

現在、フットサル競技規則 2020/21 の文章は、交代の進め方について次のように規定している。

「交代は、交代要員が交代して退く競技者にビブスを手渡した後に、完全に自分のチームの交代ゾーンからピッチに入るにより完了する。ただし、この競技者がフットサル競技規則に基づき、交代ゾーン以外の場所からピッチを出なければならなかった場合を除く。この場合、交代してピッチに入る交代要員は、第 3 審判にビブスを手渡す。」

現在の状況において、交代で退く競技者や第 3 審判にビブスを手渡す行為は、感染拡大のリスクとなりかねないことから、上記の文章を暫定的に改正し、次のようにシンプルなものとした。

「交代は、交代要員が完全に自分のチームの交代ゾーンからピッチに入ることにより完了する。」

この暫定的改正は、既に開始されている開始されていないにかかわらず、2020年12月31日までに終了予定の競技会において、即座に有効となる。なお、FIFAは(例えば、2021年に完了することになる競技会について)、この改正を延長して適用する必要があるかどうか、今後決定することとしている。

この情報について、貴協会におけるフットサル競技会の主催者に共有していただきたくお願いする。

本件に関する疑義ありましたら、ご遠慮なく、ご連絡ください。ご理解に感謝する。

敬具

FIFA 審判委員会委員長 ピエルルイジ・コリーナ

以上

(日本協会の解説)

この暫定改正は、新型コロナウイルス感染拡大リスク回避のためにビブスの交換なく交代を進めるというものです(第3条—競技者)。これにより、交代要員のビブス着用義務を免除したのではなく(第4条—競技者の用具)、依然交代要員は、競技者との区別のため、テクニカルエリアまたはウォーミングアップエリアにいるときには、ビブス着用が義務付けられています。

なお、この通達の主旨に鑑み、感染拡大リスク回避のため、手渡しのみならず、競技者/交代要員間のビブス共有は避けられるべきものです。